

第 167号
昭和59年 8月 1日

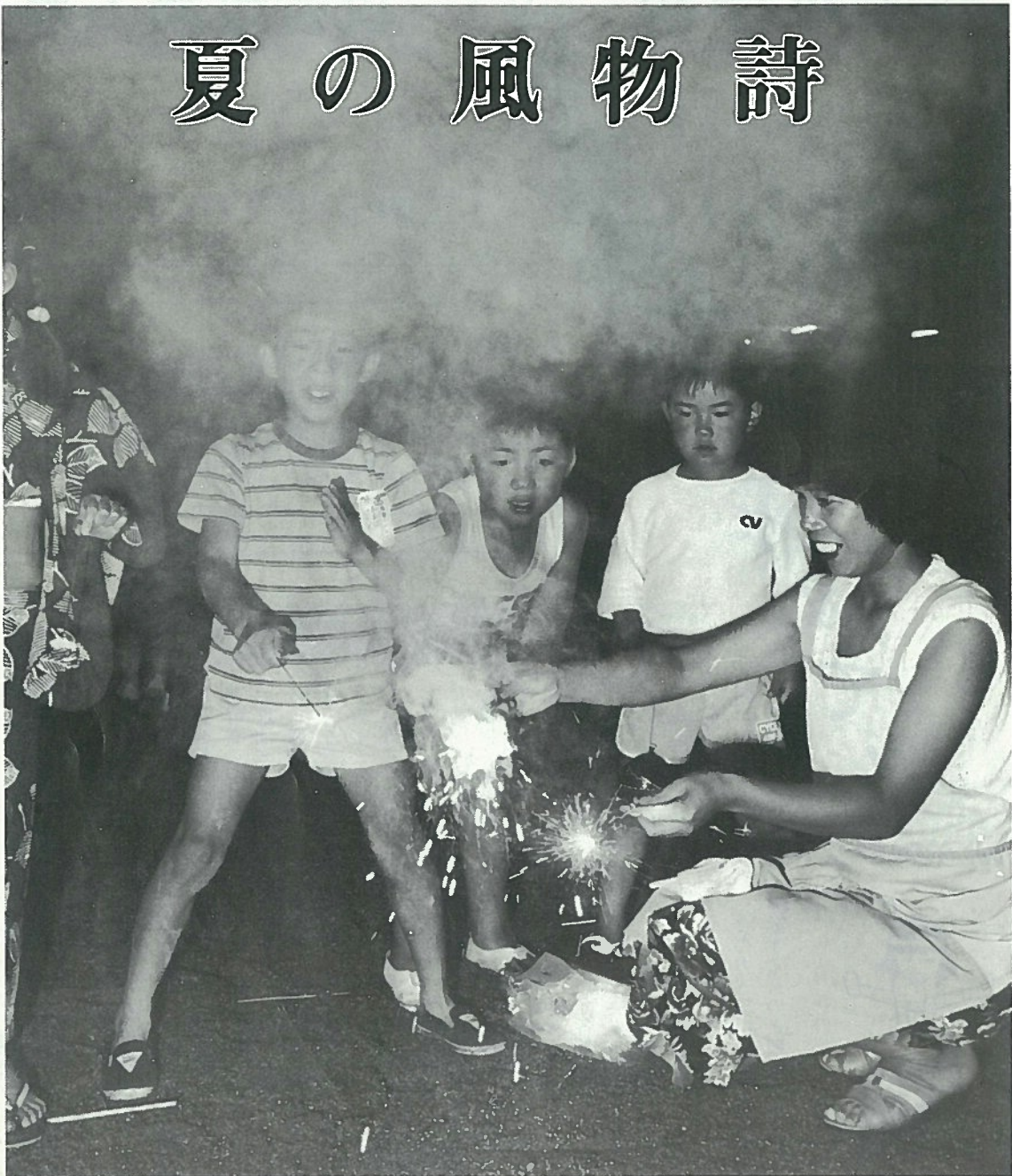


にしごう

VOL.8

村のうごき 人口13,872人(+18) 男6,957人(+13) 女6,915人(+5) 世帯数3,319戸(-2) 7月1日現在()は対前月比

夏の風物詩





：工事入札状況：

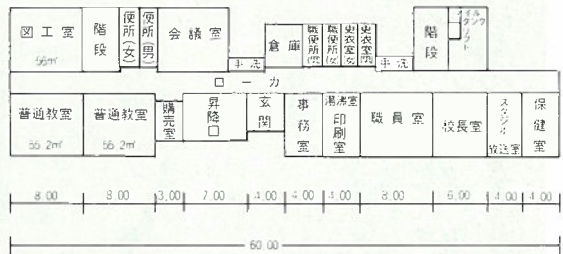
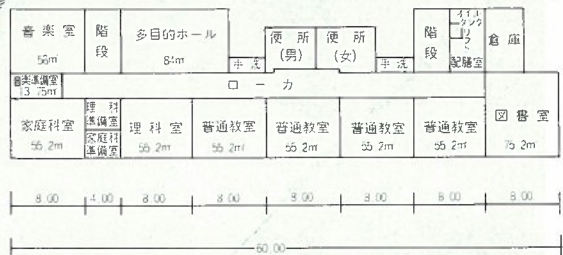
- 本体工事
- 戸田建設(株) 一億六、七八〇万円
- 機械設備工事
- 芳賀設備工業(株) 三、六八〇万円
- 電気設備工事
- 東陽電気工事(株) 三、五二〇万円
- 杭打工事
- 東北ボール(株) 六三〇万円

羽太小学校

校舎改築工事

よい教育環境

羽太小学 校舎改築工事は、昭和五十九年七月七日以来、三年三月に完成予定です。この建築に用する敷地は、五十八年度において、地元地権者のご協力を頂き四、四三三㎡を確保しました。校舎は、鉄筋コンクリート二階建、建築面積一、七二二㎡で、教室六、特別教室五、多目的ホール一、管理棟等になっています。次年度は、環境整備を予定しており、旧校舎を取りこわし、跡地は校庭に利用されます。



どの教室とも安全で暖かよ

灯油ストーブを集中制御

今回、羽太小学校校舎改築に伴い、暖房経費の節減するため灯油ストーブによる個別温風暖房方式を採用している。各教室ごとに設置した温風式灯油ストーブをマイクロコンピュータで集中制御するもので初めての採用。授業のない教室は、暖房しないようにコントロールできるため、ムダな燃料消費は避けられる。従来のボイラー使用の中央暖房方式は、系統ごとに区別して暖房しているが、各教室個別の暖房はできず使用していない教室にも暖房が入っているという状態があった。しかし、今度の温風式灯油ストーブを使用することで今までのような燃料のムダは解消できる。

新校舎教室には、温風式灯油ストーブを各教室ごとに二台設置される。これを職員室の中央監視板で集中制御し、内蔵のコンピュータで給油から、点火温度調整、消火などすべてを自動的に、各教室ごとの一週間のスケジュールを記憶させておくこともできるため、授業のない教室の暖房は自動的にストップされる。

この方式採用により省エネに貢献するものと期待されます。

個別温風暖房方式を採用



ポンプ車

真船消防団



▲より速く、より正確に

小型ポンプ

鶴生消防団

雨の中

ポンプ操法大会

去る七月十五日（日曜日）に村内消防団によるポンプ操法大会が熊倉小学校校庭で行われました。

この日参加した消防団は、十四消防団、約二百名で午前九時からポンプ車と小型ポンプに分かれて競技を開始しました。各消防団は、正確、迅速に行動し、日頃の練習成果を存分に発揮されたようです。ただ朝から雨だったのがちよつと残念でした。

この結果、ポンプ車の部では真船消防団が、小型ポンプの部

では鶴生消防団が優勝しました。成績は次のとおりです。

- （ポンプ車の部）
 優勝 真船消防団
 準優勝 上新田消防団
- （小型ポンプの部）
 優勝 鶴生消防団
 準優勝 山下消防団
 第三位 長坂消防団

柔道第三位 西一中

七月二十四日、

二十五日開催された福島県中学校体育大会は、県南地区で行なわれ各種目に熱戦がくりひろげられました。本大会が、県南地区で開催されるのは大会史上初めてのことで、本村が会場となった種目は、軟式野球（村宮野球場）と軟式庭球（西一中テニスコート）の二種目でした。県大会は、初めてとあって慣れない点も見受けられましたが、大会役員等の尽力により無事大会を終了することができました。

結果は、西郷第一中学校が軟式庭球の女子団体、個人戦で優勝、そして女子個人戦では、優勝、第二位、第三位を独占し、西一中テニスの伝統がうかがわれました。

男子団体第3位

このほか、軟式庭球男子団体戦で西二中が第三位となりましたが、二位までが東北大会出場権のため惜しくも出場権を得ることができなくて残念でした。結果は次のとおりです。

（軟式庭球）

（団体戦）男子

- （1） 大高伸雄③ 田辺英雄②
 （2） 真船和志② 山本靖和③

- （4） 高久伸二③ 植木豪志②
 近藤秀樹③ 菊地 隆②

第三位 西一中

- （1） 坂川光男③ 白井 孝③
 （2） 黒羽幸弘③ 菅原秀一③
 （3） 鈴木弘明③ 添田健一③
 （4） 鈴木康一③ 薄井隆之③

（団体戦）女子

- 優勝 西一中
 優 勝 西一中
 （1） 鈴木かほり③ 鈴木寿江③
 （2） 高根沢範子③ 鈴木由美子③
 （3） 小山幸子③ 植木真希③
 （4） 須藤久美③ 海老名美幸③

（個人戦）女子

- 優勝 鈴木かおり③（西一中）
 優 勝 鈴木寿江③（西一中）
 第一位 高根沢範子③（西一中）
 鈴木由美子③（西一中）
 第二位 小山幸子③（西一中）
 第三位 植木真希③（西一中）

（柔道）

（団体戦）

- 第三位 西一中
 大将 鈴木正典③
 副将 鈴木喜広③
 中堅 大竹正樹③
 次鋒 横山政広③
 先鋒 鈴木良博③
 秋山勝利③
 森 康之③

（○）書は学年を表わす。

吟遊詩人

かがみ

米小六年 大高正美

かがみに写った僕の顔
かがみの中にいる
僕というそっくりさん。

同じ色、同じ形、
動くともままに写る。

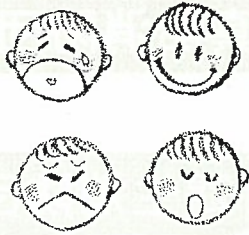
かがみは音も声も出さない。
しかし

かがみの中の僕という
そっくりさんの

喜怒哀楽を
そのまま写し出している。

かがみは

僕の心をのぞいているようだ。



みんなの手で きれいな川を守りましょう

合成洗剤

有り、洗剤は
水質を悪化させる

私達の街や村を流れる川は、ふる里の自然としてのみでなく水は飲み水として、また炊事に利用してききました。しかし、日常生活の中で大切に守られてきた川も、上水道が普及し、生活の中から川への依存度が薄れ、安易な排出先として汚してしまつてはいないでしょうか。

その結果、生活環境の悪化、水稲の青立ち、養魚などにも大きな影響がでています。それは私達一人ひとりが被害者であると同時に、加害者にもなつていくのです。

河川汚濁の主な原因は、かつては工場排水と言われてきましたが、その防止対策が進んだ最近では、私達の日常生活に由来する生活排水等の「水質汚濁防

私達にできる 河川浄化対策

- ◆ 「家庭でできること」
- ◆ ごみを川に流さない。
- ◆ 調理くずや食べ残しはそのまま流さずに、ごみとして処理する。



- ◆ 洗剤は粉せっけんなど無リンのものを使用する。
- ◆ 家庭雑排水は沈でん槽などで処理し排出する。
- ◆ 河川の清掃
- ◆ 「工場・事業所でできること」
- ◆ リンやチッソを含まない代替原材料や薬品の見直し
- ◆ 汚水処理施設などの公害防止施設の整備
- ◆ 公害防止管理者などの選任による排水の管理点検
- ◆ 排水の再利用

国民健康保険ガイド

乳幼児のムシ歯予防

初めて赤ちゃんに歯がはえるのは、六〜七カ月頃。

赤ちゃんの口の中に、かわいらしい歯が、ポツンとのぞいたのを見つけた時は、本当に嬉しいものです。

ところが、はえてからわずか一〜二年の間に大部分の子供達が、ムシ歯にかかってしまいます。

西郷村の子供達も、例外ではありません。

一、三才児健診ですでに、一人当たりムシ歯本数が〇、六本、三才児健

診では、七二本と、白河保健所管内で一番ムシ歯が多くなっているのが現状です。永久歯がほとんどはえそろう三才児のムシ歯をみても、五、七本と、白河市、大信村（六、西本）について多くなっています。

人間の臓器の中で、他の臓器は全て子供時代のもの、そのまま成長して大人のものになるのに対して、なぜ歯だけが、乳歯から永久歯へはえかわるのかは、生物界のなぞの一つですが、

「どうせはえかわるのだから乳歯はムシ歯になつたところでいいじゃないの」などと考えているお母さんはありませんか。それ

れは、とんでもない間違いで、乳歯が健康にその一生を終えて枯れ葉が落ちるように抜け落ちないと、永久歯の美しい色、形、歯ならびは約束されません。

また、ムシ歯は痛くて、苦痛であるのはもちろんですが、それだけでなく放っておくと全身的にもいろいろと影響します。

「清浄無垢」で生まれてきた赤ちゃんが、歯がはえて間もなくおしなべてかかってしまうこのムシ歯を「母親の知恵」で何とか防ぐことができないうものでしょうか。（次回につづく）

（郡山保険所

歯科衛生士 桜井英子）

窓の年金国民



年金手帳は大切にしましょう

あなたは、年金手帳をお持ちですか

この手帳は、国民年金、厚生年金、船員保険の三制度に共通するもので、加入した年金制度ごとの記号番号、加入期間等が記入されています。

年金手帳の記号番号は一生変わるものがなく、職業を変えて加入や脱退を繰り返したときでも、最初に加入したときの記号番号で手続きをおこないます。

再加入のとき、以前加入していたときの記号番号と別のものになりますと、前後の加入期間がつかなくなったり、年金額が不利になったり、手続きがめんどうになります。

年金手帳は年金に関する手続には常に必要なものであり、いわば、あなたの「年金戸籍簿」ともいえる大切なものです。



もし、紛失したり、破損したり、よごれたりしたときはすぐに役場の年金係の窓口で再交付の手続きをしてください。

国民年金の種類と受給要件

母子年金 最近の1年以上保険料を納めている人	障害年金 最近の1年(厚生年金や共済組合などに加入した期間も通算します)以上保険料を納めている人	遺児年金 父や母が最近の1年(厚生年金や共済組合などに加入した期間も通算します)以上保険料を納めているときの遺児
妻が夫を亡くして18歳未満の子として生活している	病気やケガで身体障害が著しくなっている	父や母が亡くしたとき18歳未満の子ができたとき
↑ このような年金も受けられます ↓		
女の人(父、祖父、孫)が亡くしたとき	保険料を納めていた人が亡くなったとき	夫(婚姻期間が10年以上)が亡くなったとき
準母子年金 最近の1年以上保険料を納めている人	死亡一時金 亡くなった人が3年以上保険料を納めているときその遺族に	寡婦年金 亡くなった夫が老齢年金を受けられる条件を満たしているとき60歳から65歳までのあいだに

こんな時

こんな年金が

国民年金は、加入者が歳をとったり、障害者や母子世帯となつたときに年金を支給して生活の安定を図ることとしています。

国民年金の給付には、七つの年金給付と死亡一時金があります。このような年金を受けるためには、所定の手続きが必要ですが、それは、年金を受ける権利のある人が裁定請求をすることです。これによって、年金の支給が決定されます。

年金を受ける要件を満たしているが、まだ裁定請求をして



いない人はいませんか。

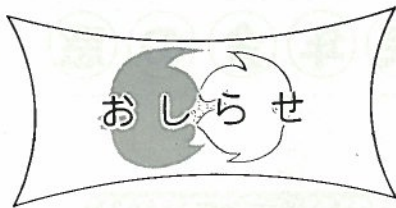
年金を受けることができるようになったときは、できるだけ早く裁定請求書を提出しましょう。

なお、裁定請求書の提出先は、役場の年金係です。

健康メモ

眠れない夜のアドバイス

不眠を訴える人はかなりあり、暑い日々が続くとなお訴えは多くなります。眠れないというタイプにはいろいろありますが、「眠れない」のはなぜか、をよかつきとめることです。不眠を訴えるときは不眠の他に、体に何か不調のところがある場合があります。これに気づかず、不眠のために体の調子が悪いのだと思ひこんでいることがよくあります。ですから不眠で悩むときは、その原因を探るとともに、全身の検査をすることも大切です。そして眠れぬことへのあせり、不安を少しでもなくすようにしなければなりません。毎日の生活を規則正しくし、軽く疲れを感じる程度に体を動かすことも忘れてはなりません。睡眠への程度の関心をなくし、寝つきをよくするようにします。これは実に平凡なことなのですが、不眠を訴える人は意外と実行していません。不眠は精神的なもの肉体的なもの、いろいろ原因が重なります。自分で生活スタイルを工夫するとともに、信頼できる医師の指示を仰いで下さい。



出品してみませんか？ 第30回 福島県発明展

この発明展は、県民皆さんの創意工夫と努力の積み重ねから生まれた作品を一堂に展示し、広く一般に紹介することにより科学技術の振興を目的として開催されるものです。とくに今年度は「くらしと未来を拓く科学技術展」の一環として開催されます。どうぞふるって応募して下さい。

〈応募要領〉

○出品区分

第一部 一般発明家・教職員・会社・工場の作品

第二部 小・中・高校生の作品
(自由課題)
(特定課題)

「子供たちの目から見た学習に役立つ新しい教材・教具」

○出品物

出品物は次の一つに該当するもの

- (1)日常生活上有益な考案品
- (2)産業上有益な新製品試作品
- (3)最近登録された特許等
- (4)特許、実用新案等出願中のもの。

○申込場所

第30回福島県発明展事務局
県庁、経営指導課内

○申込期間

昭和59年10月1日から昭和59年10月22日まで。

きれいな広告 住みよい街を

—屋外広告物を
きれいにする運動—

8月1日から1カ月間、「屋外広告物をきれいにする運動」が行なわれます。

県内には、屋外広告物を表示してはいけない地域や街路樹道路標識のように表示が禁止されているものが少なくありません。特に認められているもの以外は県知事の許可が必要です。

このため、県ではこの月間中、美観風致の維持、危険防止のため法令の規定に違反している、はり紙・はり札・立看板などの除却や違反野立広告物の除却一掃に努めておりますので、県民のみなさんのご協力をお願いします。屋外広告物に関するお問い合わせは、福島県白河建設事務所総務課行政係へお願いします。電話02482-2-21

11 (304)

ご存知ですか？

—国民健康保険一口メモ—

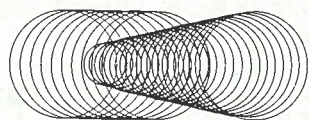
新しく有床義歯（入歯）を作る場合には、原則として前に作った有床義歯（入歯）から六ヶ月を経過しなければ保険の該当になりませんので注意して下さい。

税金はみんなの ために使われる。

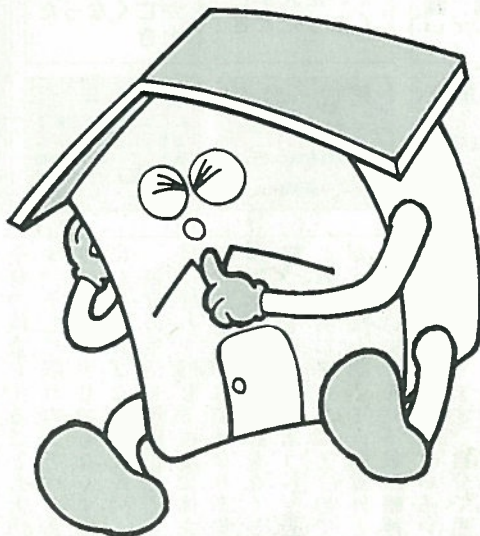
国や地方公共団体は、私たちが健康で快適な生活ができるように、社会福祉の充実、教育や科学の振興など幅広い分野にわたって活動を行っています。

これらの活動に必要な費用は、私たちが社会共通の経費として分担し、出し合っている「税金」で賄われています。

税金はみんなのために使われています。



みんなでつくろう静かな街を!!



最近増えているフーラー・ピアノ等による近隣騒音問題——。

近所からの気になる音がある場合には、相手に穏やかに話しかけてみましょう。また、このような話をもちかけられたら、謙虚によく話を聞いてみて、相手の立場を考えましょう。話し合うと意外に簡単に解決することもあります。また、町内会や自治会などで話し合ってみてはいかがでしょうか。よい知恵も生まれるかもしれません。

西郷村

県民手帳等の申込は、8月20日までに